

令和 8 年大船渡市議会
第 2 回定例会追加議案

令和 8 年 6 月 23 日提出

番 号	件 名
報告第 5 号	市営住宅の屋根破損事故に係る損害賠償事件に関する専決処分について
議案第 21 号	市道長谷堂線通学路整備（緊急対策）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
議案第 22 号	損害賠償事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて
議案第 23 号	損害賠償事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて

報告第 5 号

市営住宅の屋根破損事故に係る損害賠償事件に関する専決処分について

市営住宅の屋根破損事故に係る損害賠償事件に関し、これに係る和解及びその損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告します。

令和 8 年 6 月 23 日 提出

大船渡市長 渕 上 清

専 決 処 分 書

市営住宅の屋根破損事故に係る損害賠償事件に関し、これに係る和解及びその損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び大船渡市長専決条例（昭和27年大船渡市条例第44号）第 2 条第10号の規定により次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の相手方	和解の内容	損害賠償の額	損害賠償の原因
	大船渡市は相手方に損害賠償の額 139,832円を支払う。	139,832円	令和 8 年 4 月 12 日、大船渡市立根町字中野地内の市営住宅菅生団地のトタン屋根の一部が強風により破損し、本件相手方である  所有の家屋及び農業用施設に損傷を与えた。 事故原因は、トタン屋根が強風により飛散したことによる。

令和 8 年 6 月 8 日専決

大船渡市長 瀧 上 清

議案第21号

市道長谷堂線通学路整備（緊急対策）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

市道長谷堂線通学路整備（緊急対策）工事の請負に関し、下記のとおり契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年大船渡市条例第3号）第2条の規定により、議会の議決を求めます。

令和8年6月23日提出

大船渡市長 渕 上 清

記

- | | |
|-------------|---------------------|
| 1 工 事 名 | 市道長谷堂線通学路整備（緊急対策）工事 |
| 2 工 事 場 所 | 大船渡市猪川町字長谷堂地内 |
| 3 契 約 の 方 法 | 条件付一般競争入札 |
| 4 請負契約金額 | 177,100,000円 |
| 5 契約の相手方 | 大船渡市盛町字内ノ目12番地13 |

株式会社匠建設

代表取締役社長 中 嶋 豊

提案理由

市道長谷堂線通学路整備（緊急対策）工事の請負契約を締結しようとするものです。

工事の概要

1 工事内容

施工延長	212.0m
下層路盤工	1,100.0m ²
上層路盤工	1,398.0m ²
表層工	1,391.0m ²
側溝工	381.0m
カルバート工	175.0m

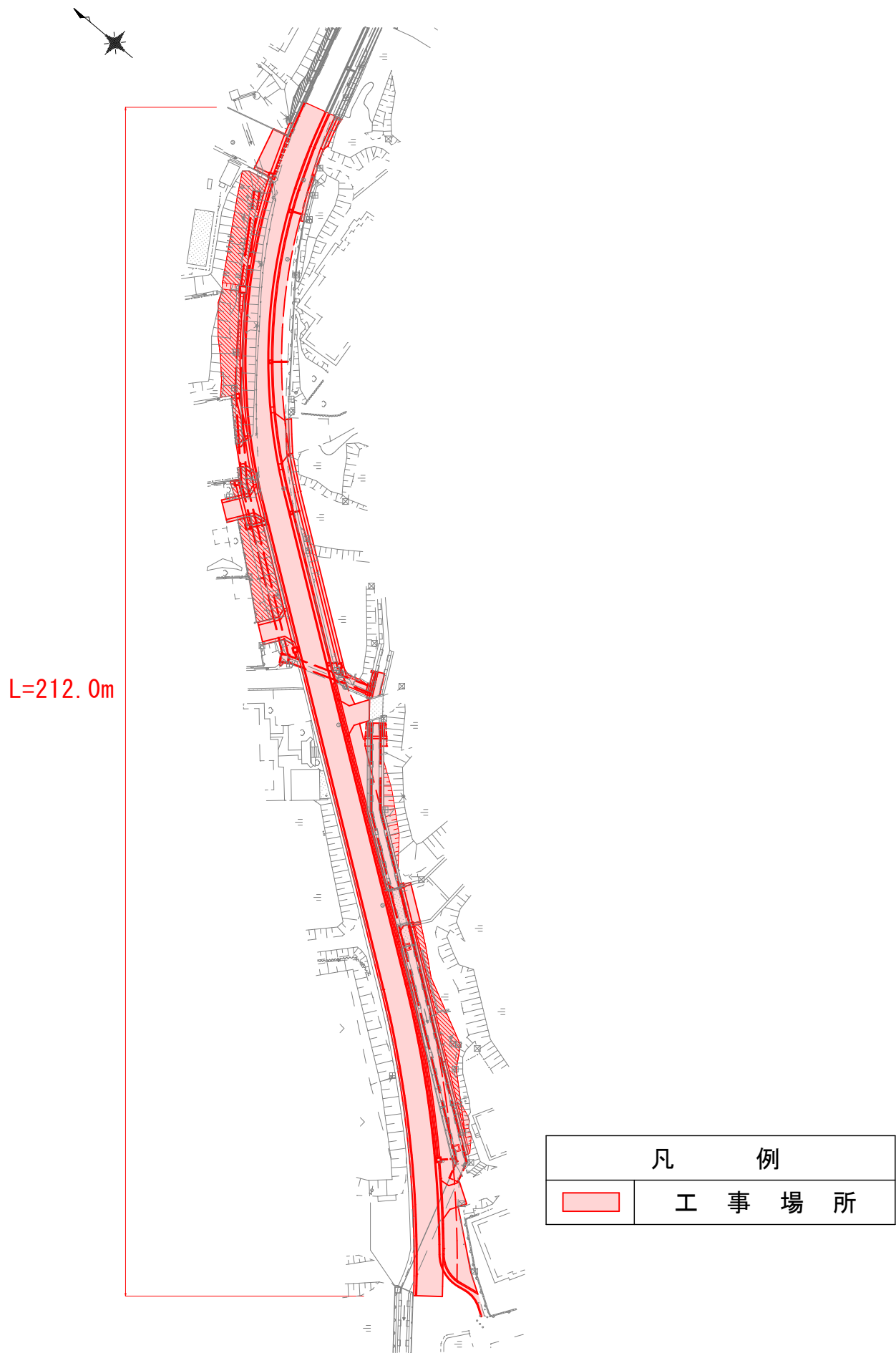
2 工期

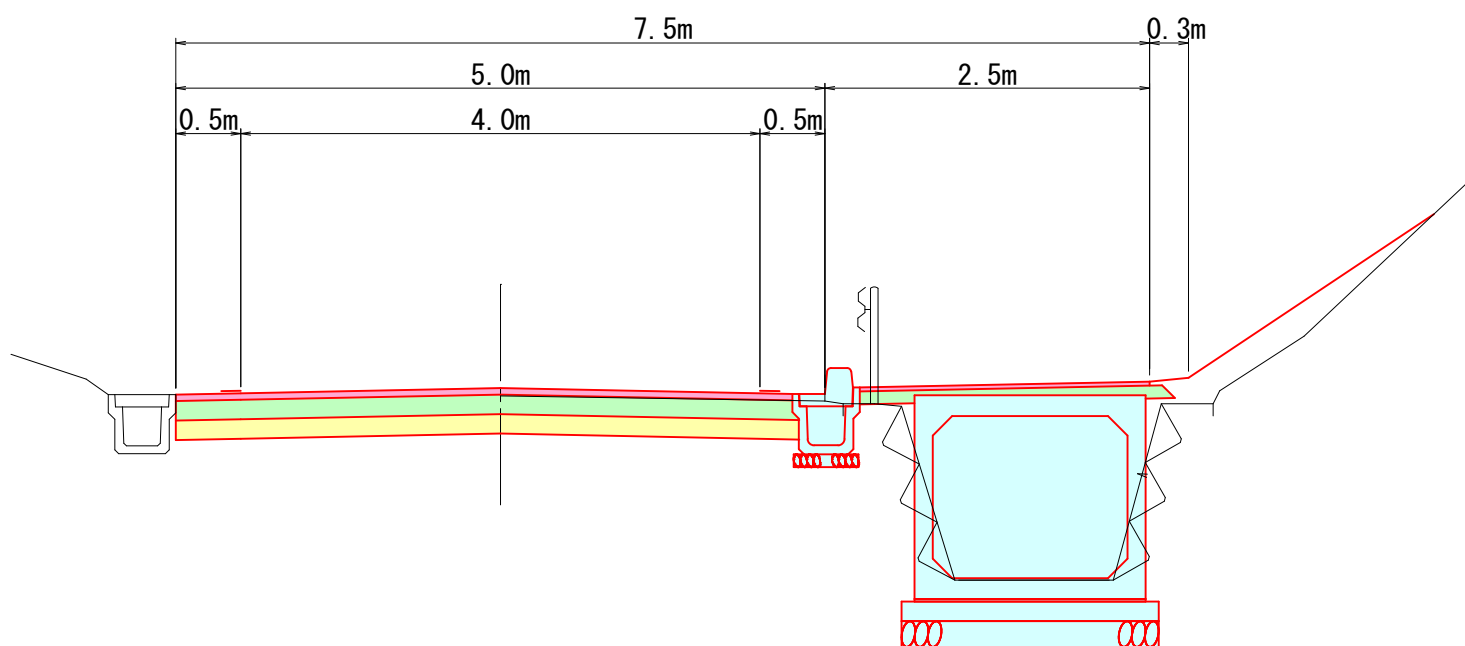
この契約締結の日から令和9年2月23日まで

位 置 図



平 面 図





凡 例	
	下層路盤工
	上層路盤工
	表層工
	側溝工・カルバート工

議案第22号

損害賠償事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに

関し議決を求めることについて

下記のとおり損害賠償事件に係る和解をし、及びこれに伴う損害賠償の額を定めるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めます。

令和8年6月23日提出

大船渡市長 渕 上 清

記

和解及び損害賠償の相手方	和解の内容	損害賠償の額	損害賠償の原因
	大船渡市は相手方に損害額の合計1,147,859円を支払い、今後いかなる事情が発生しても双方とも異議の申立てをしない。	1,147,859円	令和8年4月12日、大船渡市立根町字中野地内の市営住宅菅生団地のトタン屋根の一部が強風により破損し、本件相手方である  所有の家屋及び車両2台に損傷を与えた。 事故原因は、トタン屋根が強風により飛散したことによる。

提案理由

損害賠償事件に係る和解をし、これに伴う損害賠償の額を定めようとするものです。

議案第23号

損害賠償事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに

関し議決を求めることについて

下記のとおり損害賠償事件に係る和解をし、及びこれに伴う損害賠償の額を定めるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めます。

令和8年6月23日提出

大船渡市長 渕 上 清

記

和解及び損害賠償の相手方	和解の内容	損害賠償の額	損害賠償の原因
	大船渡市は相手方に損害額の合計1,226,302円を支払い、今後いかなる事情が発生しても双方とも異議の申立てをしない。	1,226,302円	令和8年4月12日、大船渡市立根町字中野地内の市営住宅菅生団地のトタン屋根の一部が強風により破損し、本件相手方である  所有の車両に損傷を与えた。 事故原因は、トタン屋根が強風により飛散したことによる。

提案理由

損害賠償事件に係る和解をし、これに伴う損害賠償の額を定めようとするものです。